

特定個人情報保護委員会（第 37 回）議事概要

- 1 日時：平成 27 年 1 月 19 日（月） 16：00～17：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル 8 階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
 - (1) 議題 1：国税関係（受付）事務全項目評価書及び国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書についての概要説明（非公表部分あり）について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第 8 条の規定により、国税庁の職員が会議に出席した。

国税庁から、国税関係（受付）事務及び国税関係（賦課・徴収）事務の全項目評価書の概要について説明があった。

手塚委員から「納税者等から特定個人情報が記載された申告書等をインターネット回線経由で受け付けることについて、どのようなリスク対策を講じているのか」という旨の発言があった。これに対し国税庁から「他人になりすまして申告されるというリスクへの対応については、e-Tax を利用する際には、事前に税務署から発行される利用者識別番号と暗証番号が必要になるため、本人からしか情報を受け付けないようにシステム的に制御している。また、改ざん検知及びなりすまし防止のために電子署名を必要としている。さらに、安全を確保し、盗聴等を防ぐために暗号化通信を行うこととしている」という旨の発言があった。

手塚委員から「税務調査を実施する際に職員が納税者等から直接入手する特定個人情報について、どのようなリスク対策を講じているのか」という旨の発言があった。これに対し国税庁から「入手については、暗号化した上で、国税当局が調達した電子記録媒体に格納して搬送することとしている。使用については、データを取り出す際、処理をしたログを記録している。また、許可がなければ取り出せないこととしている。さらに、電子情報の取出状況について定期的に監査を行うこととしている」という旨の発言があった。

阿部委員から「納税者等が提出した申告書等に記載された個人番号の真正性を確認するため、地方公共団体情報システム機構から個人番号等入手することについて、どのようなリスク対策を講じているのか」という旨の発言があった。これに対し国税庁から「目的外の入手が行われないように、

アクセスログを取得している。また、不適切な方法による入手や、入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失がないように、専用線を用い、かつ、法令で定められた範囲の情報しか入手できないようシステムで制御することとしている」という旨の発言があった。

阿部委員から「地方公共団体とは、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、番号法第 19 条第 8 号に基づいて特定個人情報を提供・入手することについて、どのようなリスク対策を講じているのか」という旨の発言があった。これに対し国税庁から「目的外の入手が行われるリスクについては、地方公共団体からは地方税法等に基づいて必要な情報のみ提供されるため、不必要な情報は入手できないことになっている。また、不適切な方法で入手が行われるリスクや、漏えい・紛失するリスクについては、入手元の地方公共団体から法令で定められた範囲の情報しか入手できないようシステムで制御している。不正な提供が行われるリスクについては、国税当局と地方税当局のみをつないだ専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報だけを提供するようにシステムで制御することとしている」という旨の発言があった。

嶋田委員から「過去 3 年以内に、申告書の所在不明や案内文書の誤送付などの個人情報に関する重大事故が発生していることについて、どのような再発防止策を講じているのか」という旨の発言があった。これに対し国税庁から「文書の発送や、簿書の廃棄作業をする際には、必ず複数の職員によるダブルチェックを実施することとしている。文書の紛失や情報の無断持ち出しの防止策としては、外部へ文書を持ち出す場合の手続を厳格化している。さらに、職員の指導監督及び事務監査を実施している」という旨の発言があった。

加藤委員から「特定個人情報が記載された法定調書に係るデータ入力業務を事業者へ委託する際に、どのようなリスク対策を講じているのか」という旨の発言があった。これに対し国税庁から「委託先を決定する入札の条件として、プライバシーマークを取得していること、委託業務の全体を統括する責任者は、効率的に指導するための知識と経験を有すること、作業従事者はエントリー経験を 2 年以上有することなどを定めている。また、委託契約において、ユーザ ID によるアクセス制御、ファイアウォールによる外部からの不正アクセス防止及びデータの暗号化等、安全管理上必要な措置を講じなければならないことを規定している。さらに、再委託の原則禁止、特定個人情報の消去義務に関して具体的に規定している」という旨の発言があった。

国税庁から非公表箇所について説明があり、質疑を行った。

(2) 議題 2 : その他について

平成 26 年度特定個人情報保護委員会年次報告の骨子案について、事務局から資料の説明があった。骨子案に基づき作業を続けることとなった。

平成 27 年 1 月 15 日に稼働開始したマイナンバー保護評価システムの利用状況について、事務局から報告があった。

以上

特定個人情報保護委員会（第38回）議事概要

- 1 日時：平成27年1月27日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

- (1) 議題1：「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載要領（都道府県版）」の内容変更について

事務局から資料について説明があった。

手塚委員から「回線連携機能の追加については、システム化の流れに沿うものであり、セキュリティ対策がしっかりと講じられている」という旨の発言があった。

阿部委員から「住民基本台帳ネットワークに係る事務について、既に評価の手続を進めている都道府県は、評価書の修正が必要となるか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「意見募集を開始している都道府県はあるが、評価を終えたところはまだないと承知している。回線連携機能の追加について影響があると思われる都道府県に対しては、地方公共団体情報システム機構が個別に連絡して対応すると承知している」という旨の発言があった。

記載要領の赤字記載部分の変更内容のうち重要な変更該当する部分として同機構から了承を求められたものについて、了承した。

- (2) 議題2：特定個人情報保護評価書等の修正について（報告）

事務局から、地方公共団体情報システム機構の住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書等の変更箇所について報告があった。

- (3) 議題3：国税関係（受付）事務全項目評価書及び国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、国税関係（受付）事務全項目評価書及び国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書全体の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。

嶋田委員から「意見募集の結果、提出された意見内容を踏まえて国税庁は

どのように修正したのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「幾つかは意見を受けて修正している。例えば、Ⅲの3の特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の欄について、意見内容を踏まえて具体的に評価書を修正している」という旨の発言があった。

本評価書について承認され、国税庁に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(4) 議題4：その他について

事務局から第30回、第31回、第32回及び第33回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。